

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和八年九月四日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第二百七十一号

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）附則第一条第六号の規定に基づき、この政令を制定する。

医療法等の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定（同法第二条中医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の十二の次に一条を加える改正規定並びに同法第七条第一項、第十七条、第十八条及び第二十九条第一項第三号の改正規定を除く。）の施行期日は、令和九年四月一日とする。

厚生労働大臣 上野 賢一郎

内閣総理大臣 高市 早苗